

2023年6月

お客様各位

株式会社山口フィナンシャルグループ  
株式会社山口銀行  
株式会社もみじ銀行  
株式会社北九州銀行

## 「外国為替及び外国貿易法」に基づく支払等規制、米国OFAC規制について

平素は格別のお引き立てを頂き、厚くお礼申しあげます。

弊社グループは、「外国為替及び外国貿易法（以下外為法）」「米国OFAC規制」「犯罪による収益の移転防止に関する法律」および関連法規に基づき、経済制裁措置を確実に実施するとともに、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止対策に取り組んでおります。

つきましては、お取引の都度、外為法第17条の規定によりお客様のお取引が支払等規制に該当しないこと、および米国OFAC規制に該当しないことを確認させていただきますので、ご理解とご協力ををお願い申し上げます。

また、お取引内容によっては、ご説明や資料のご提示をいただいた場合でも、当行の判断により、お取引をお断りさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。

### 1. ご申告・資料ご提示のお願い

#### 【規制対象取引に該当しない旨のご申告・資料のご提示】

外国為替取引お申込時には当該取引が「外国為替及び外国貿易法」における北朝鮮・イラン関連規制取引、ウクライナ情勢関連規制取引、その他資産凍結等経済制裁対象者関連取引および米国OFAC規制対象取引に該当しない旨のご申告をいただいた上で、お取引に係る資料のご提示等をお願いします。

なお、「北朝鮮関連の取引に該当しない」とは、取引の相手方および関係者が、①北朝鮮の居住者（住所または居所を有する者）ではないこと、②北朝鮮の居住者に実質的に支配されている法人その他の団体ではないこと、を含みます。また、北朝鮮のみでなく取引相手方および関係者に経済制裁対象者が存在しないこと（実質的支配者を含みます）、規制対象取引に該当しないことをご確認のうえご申告をお願いします。

#### 【原産地等のご申告】

送金目的が輸入代金、仲介貿易代金等の場合は、「原産地（国名）」「船積地（都市名）」「仕向地（都市名）」をあわせてご申告ください。

### 2. 北朝鮮・イランに対する経済制裁措置

当行では、全てのお客さまの外国為替取引において、北朝鮮およびイランとのお取引は取扱いできません。

#### 【外国為替及び外国貿易法にもとづく支払等規制（北朝鮮・イラン関連抜粋）】

##### ① 北朝鮮の「貿易に関する支払規制」

- ・北朝鮮を原産地または船積地域とする全ての貨物の輸入または仲介貿易に係るもの

(2006年10月14日実施)

- ・北朝鮮を仕向地とする貨物の仲介貿易に係るもの（2009年6月18日実施）
- ② 北朝鮮の「資金使途規制」
  - ・「北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動」に寄与する目的で行われるもの（2009年7月7日実施）
- ③ 北朝鮮に対する「支払の原則禁止」
  - ・人道目的かつ10万円以下の場合を除き、北朝鮮に住所等を有する者に対する支払の原則禁止（2016年2月26日実施）
- ④ イランの「資金使途規制」
  - ・「イランの核活動等に関連する活動」に寄与する目的で行われるもの（本邦から外国へ向けた支払）（2016年1月22日実施）
  - ・イランによる本邦の核関連企業への投資関連の取引（2016年1月22日実施）

### 3. ウクライナ情勢をめぐる経済制裁措置

ウクライナ情勢をめぐる外為法に基づく措置への対応として、次の規制に該当しないことを確認させていただきます。最新の規制内容を財務省告示や財務省ホームページでご確認いただいたうえでご申告をお願いします。

<b>【特定の団体および特定の団体により株式等を50%以上所有されている団体への支払】（仕向送金）</b>
① 資産凍結等の措置の対象となるロシア・ベラルーシの団体（ロシア中央銀行を除く。）
② ①の団体により株式の総数又は出資の総額の50%以上を直接所有されている団体（本邦内に主たる事務所を有する団体を除く）
<b>【証券の発行等に関する規制対象取引等】（仕向・被仕向送金）</b>
① ロシアの政府その他政府機関等が発行した証券の取得又は譲渡
② ロシアの政府その他政府機関等による本邦における証券の発行又は募集
③ ロシアの特定銀行（当該銀行により株式の総数又は出資の総額に占める割合の百分の五十以上を直接に所有されている団体（本邦内に主たる事務所を有する団体を除く。）を含む。）による本邦における証券（償還期限の定めがある場合、30日超のものに限る。）の発行又は募集
④ 上記②及び③に掲げる発行又は募集のための労務又は便益の提供
<b>【技術提供・サービスに関する規制対象取引等】（主に被仕向送金に関連）</b>
① ロシア・ベラルーシの居住者等に対する輸出禁止措置に関連する技術の提供（2022年3月18日以後に開始される取引に限り、公知の技術を提供するものを除く。以下②において同じ。）
② ロシア・ベラルーシの特定団体に対する技術の提供
③ ロシアの居住者等に対する信託業に係る労務又は便益の提供（2022年9月5日以後に開始される取引に限り、本邦居住者による出資比率が10%以上の法人等、本邦居住者との間に継続的な経済関係がある法人その他の団体に対し提供するものを除く。以下④において同じ。）
④ ロシア法人等に対する会計・監査・経営コンサルタント業に係る労務又は便益の提供
注）上記③のうち、ロシア居住者等との間の信託契約（当該ロシア居住者等から受託するものに限る。）に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引については、別途、資本取引として規制対象。
<b>【対外直接投資（※）に関する規制対象取引等】（主に仕向送金に関連）</b>
① ロシアにおいて行われる事業に係る対外直接投資（2022年5月12日以後に開始される対外直接投資に限る。以下同じ。）
② ロシア法人等及びロシア法人等に実質的に支配されている法人により外国において行われる事

### 業に係る対外直接投資

注) 出資比率が10%以上の外国法人に対するものなど、外国法人等と永続的な経済関係を樹立するために行われる証券の取得、金銭の貸付、支店・工場等の設置・拡張に係る資金の支払が対外直接投資規制の対象。また、居住者が非居住者と共同設立する組合その他の団体への上記①及び②に相当する支払についても規制対象。

### 【ロシア産原油又は石油製品の価格上限に係る資本取引に関する規制】(仕向・被仕向送金)

・ロシアを原産地とし、海上において輸送される原油又は石油製品の上限価格を超える輸入に関連する金銭の貸付契約又は債務の保証契約に基づく債権の発生等に係る取引の禁止

(原油 : 2022年12月5日、石油製品 : 2023年2月6日より実施)

## 4. 米国OFAC規制に関する留意点

米国の財務省外国資産管理室（OFAC）は、外交政策・安全保障上の目的から、同国が指定する国・地域や特定の個人・団体などを対象に、取引制限や資産凍結などの措置（以下「OFAC規制」）を講じています。

OFAC規制は、米国人・米国金融機関を含む米国法人のほか、米国内に所在する外国人・外国法人に適用され、主に米国で決済される米ドル建取引が、規制の適用を受けます。

本邦でお受付する外国為替取引であっても、「制裁対象者」の関与する米ドル建取引等は規制対象となります。また、現状、外為取引の多くは米国銀行やその他の銀行の在米拠点などを経由して行われるため、お客様の取引が規制に該当した場合、海外の銀行からお取引を制限されるなど、その後のお取引にも支障が生じる可能性があります。

つきましては、ご依頼いただくにあたり、当該取引に該当しないことを十分にご確認のうえ、お手続を行っていただきますようお願い申し上げます。また、お取引の受付後または外国送金到着のご案内後であっても、OFAC規制に該当するおそれがある場合には、当行の判断により、お取引の中止や取消等を行うことがあります。

### 【米国OFAC 規制による禁止取引（2023年3月現在）】

米ドル建	次のいずれかに該当する取引 1. 取引の関係者（※1）の所在地や関係国・関係地（※2）に、北朝鮮、iran、キューバ、シリア、クリミア地域、ドネツク人民共和国（自称）、ルハンスク人民共和国（自称）が含まれている場合 2. 米国政府により特定されているテロリスト・麻薬取引者・大量破壊兵器取引者・多国籍犯罪組織などの関与するお取引
米ドル建以外	上記のいずれかに該当し、かつ、以下に該当する取引 米国人（米国外の支店・子会社等の法人を含む）、米国居住者、米国内の法人・金融機関・団体等（非米国法人・金融機関の在米支店・子会社等も含む）がお取引に関与している場合

(※1) 取引の関係者：輸入者・輸出者、取引に関わる銀行・船会社、荷受人、輸送船、送金依頼人・受取人、保証の受益者など

(※2) 原産地、船積地、仕向地、船籍など

詳細についてはOFAC のホームページ（英文）にてご確認願います。

<http://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Pages/default.aspx>

以上